

■ 条例案に対する意見の申出状況（令和5年度）

本委員会は、市議会から「札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案」等について意見を求められ、これらについて意見の申出を行った。

以下の条例案については、異議のない旨意見の申出を行った。

年 月 日	条 例 案 名	概 要
R5. 12. 5	札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の一般職の職員の給料表の改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。
	札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の特定任期付職員に適用される給料表の改定を行うとともに、期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行う。
	札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の会計年度任用職員の給料表の改定を行うとともに、勤勉手当の支給を開始する等のため、所要の改正を行う。
	札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例案	人事委員会の勧告等を考慮して、本市の教育職員の給料表の改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給割合を引き上げる等のため、所要の改正を行う。